

(2) 青山東児童公園付近(施設からの距離約700m)

青山東児童公園は施設の西側に位置しており、既存施設は煙突および建物の上部が一部視認できる。

計画施設の将来の煙突位置は現在の場所から約200m東側へ移動するため、イオロ山により近づく位置となる。建物が新たに視界を占めるため、景観はやや変化するが、草津市景観計画に基づき色調が抑えられており、形状もシンプルなため、違和感はなく、現状から大きく変化しないと予測される。

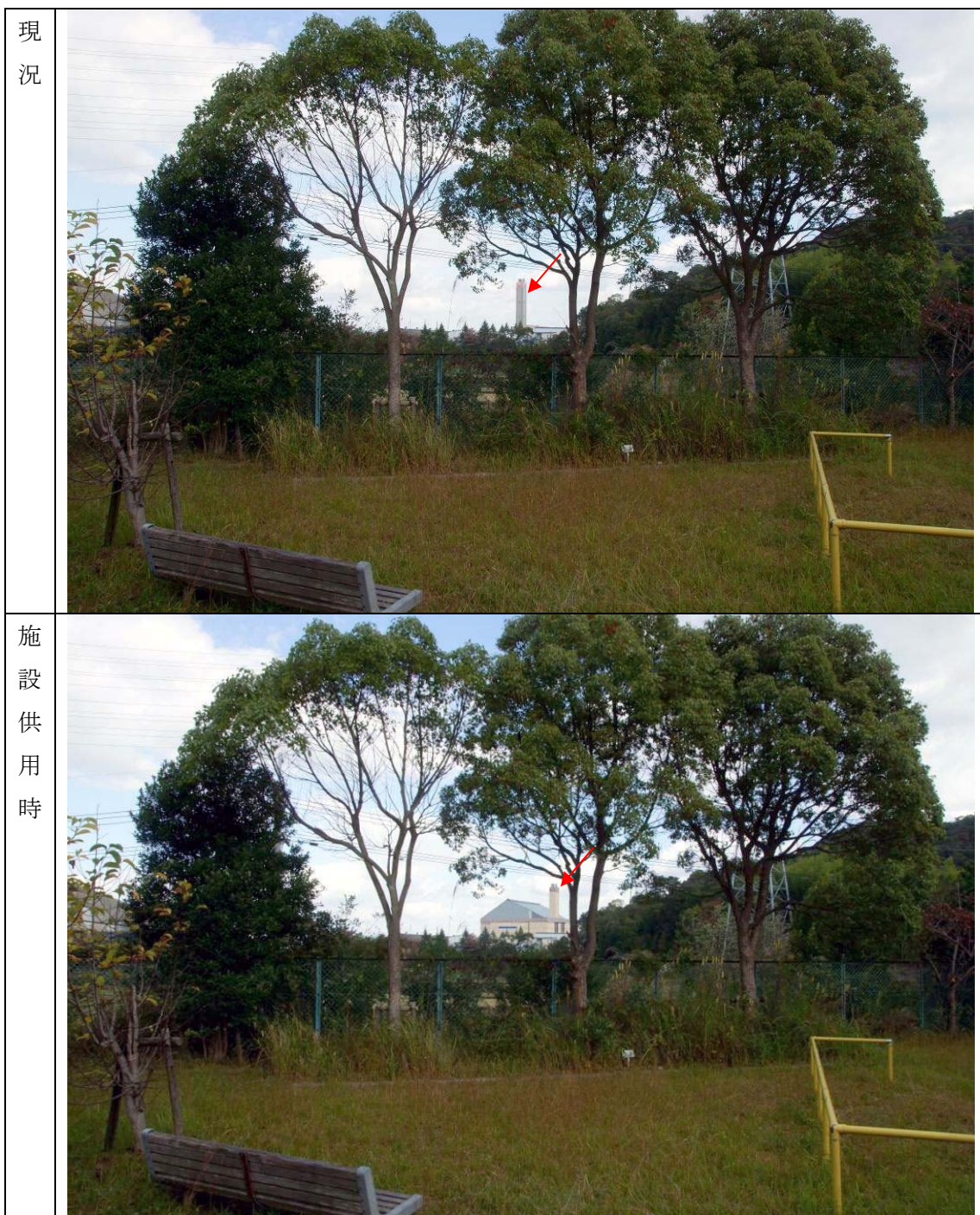


図 7-11-7 青山東児童公園付近からの景観予測

### (3) 桐生口橋付近（施設からの距離約 800m）

桐生口橋は計画施設の北側の草津川の橋であり、イオロ山の手前に存在していることから既存施設は煙突が視認できる。

計画施設の将来の煙突位置は現在の場所から約 200m 東側へ移動するため、視野からは向かって左側に移動する。眺望点から見える煙突の高さ等はほとんど変わらない。また、スカイラインの分断もなくなる。手前の建物で計画施設が遮られるため現状の景観もほとんど変化しないと予測される。

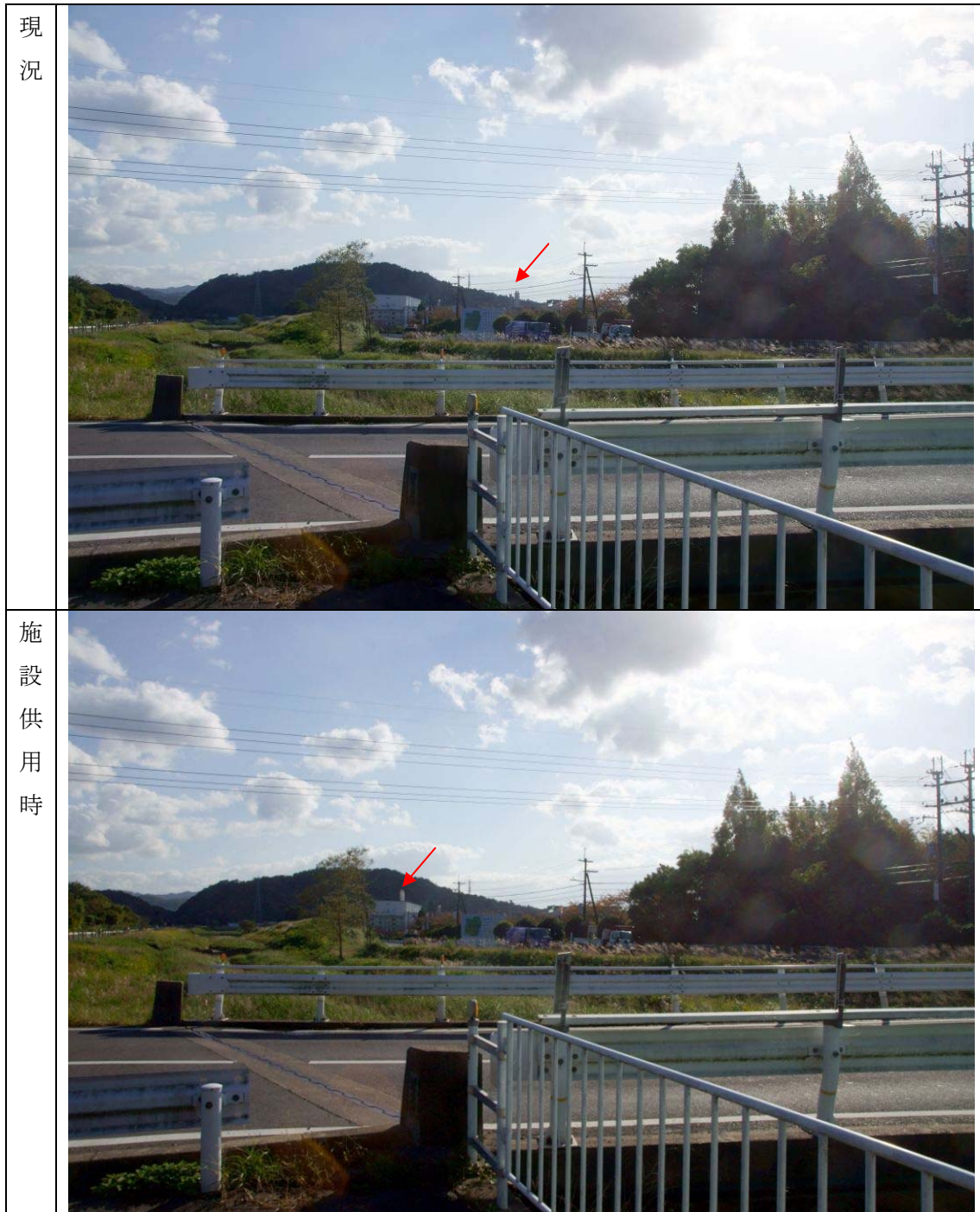


図 7-11-8 桐生口橋付近からの景観予測

### 7-11-3 環境保全措置および評価

#### 1) 計画施設の外観に伴う景観の影響

##### (1) 環境保全措置

供用時の計画施設の外観に伴う景観の影響の予測は、「草津市景観計画」に基づき計画されていることから景観の変化は最小限であると予測された。

なお、予測の前提となった、計画段階から配慮している保全措置を表 7-11-16 に示す。

表 7-11-16 影響を回避・低減するための環境保全措置

項目	環境保全措置の内容
計画段階から配慮している措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建物等の意匠、色彩、緑化措置等については、「草津市景観計画」に従い周辺の景観との調和を図る。</li><li>・ 周辺景観に配慮し、敷地境界付近には樹木を配置し、緑化を行う。</li><li>・ 新たに植栽を行う場合には、外来種を用いず、植物調査結果も参考に原則として在来種を対象種とする。</li></ul>

##### (2) 評価

###### ア) 環境影響の回避・低減に係る評価

供用時の計画施設の外観に伴う景観の影響は、表 7-11-16 に示す環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。

###### イ) 国、県、市等が実施する環境保全施策との整合性

供用時の計画施設の外観に伴う景観の影響については、「草津市景観計画」に基づき、周辺の景観との調和を図ることを基準とした。

計画施設の外観等については「草津市景観計画」に基づき南側のイオロ山の樹林景観との調和を図るものとしていることから供用時の景観については、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。

#### 2) 計画施設の建物および煙突の存在に伴う景観の影響

##### (1) 環境保全措置

供用時の計画施設の建物および煙突の存在が景観に与える影響については、モンタージュを用いた景観予測の結果、距離が近く、最も視認されやすいと考えられる青山東児童公園付近において、景観がやや変化するものの、景観への影響は現状から大きく変化しないと予測された。

なお、予測の前提となった、計画段階から配慮している保全措置については前出の表 7-11-16 に示す。

## (2) 評価

### ア) 環境影響の回避・低減に係る評価

供用時の計画施設の建物および煙突の存在に伴う景観への影響は、表 7-11-16 に示す環境保全措置を実施することで、実行可能な範囲で低減できているものと評価した。

### イ) 国、県、市等が実施する環境保全施策との整合性

供用時の計画施設の建物および煙突の存在に伴う景観への影響については、「草津市景観計画」に基づき、現状の景観から大きな変化が見られないことを基準とした。

計画施設の建物および煙突についてはモニタージュによる現況との比較により大きな変化がないことから供用時の景観については、評価の基準を満足するものであり、基準との整合が図られているものと評価した。